

社会福祉法人
かるべの郷福祉会

社会福祉法人 かるべの郷福祉会

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地

TEL 079-664-1875



www.karubenosato.com

概要

名称	社会福祉法人かるべの郷福祉会
所在地	〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地
電話番号	TEL 079-664-1875
代表者	理事長 進藤 龍善
創業	昭和 28 年 4 月 (南但養老院として創業)
法人設立	平成 19 年 4 月
事業内容	福祉サービス業 (高齢者福祉 障害者福祉)

社 是

社会福祉法人かるべの郷福祉会は、高齢者や障害のある方が生き甲斐のある人生を送ることを支援し、地域に貢献します。

行動指針

- 一、私たちは、お客様を心から大切にします。
- 二、私たちは社業の発展と自らの幸福の実現を目指し、自らがその主人公となります。
- 三、私たちは馴れ合いや妥協の和ではなく、互いに力量を磨きあい、自主性のある企業風土を築きます。
- 四、私たちは社内外から期待される役割を自覚し、誇りと、責任感をもって仕事に取り組みます。
- 五、私たちは、挨拶、礼儀を重んじ、人に尽くし感謝できる人間となります。

社 訓

- 一、お客様、仲間がしてほしいことすること、してほしくないことをしないこと。
- 一、いかなる状況下に於いても、笑顔で、親切、丁寧、迅速な対応をする。
- 一、「ありがとうございます」という感謝の気持ちと言葉を忘れない。
- 一、お客様にはもとより、お互い礼儀正しくする。
- 一、常に心のコップを上に向ける。
- 一、自己研鑽に励み、知性、技能、人格を高める。
- 一、自己の健康管理は、重要な職務の一つである。
- 一、和衷、協同の精神を以って行動する。
- 一、常に清潔で美しい職場を維持する。
- 一、問題発見者が、自ら積極的に問題解決者となる。
- 一、プラス思考を身に付け、変化を恐れず挑戦する



社会福祉法人 かるべの郷福祉会

その実現は私たち職員自身のライフスタイルの充実から始まります。

一人一人が、自分のスタイルや信念を大切にし、自分らしさを表現しながら日々活動しています。

「お客様を心から大切に」その想いは、挨拶・礼儀からはじまる感謝できる心をもって、笑顔で親切・丁寧な接客で表現しています。

かるべの郷は、職員一人一人が、「誇り」と「責任感」をもち、地域に必要なサービスを創造しながら、新しい社会貢献のスタイルを追求していきます。



養護老人ホーム かるべの郷あじさい



かるべの郷デイサービスセンター



かるべの郷デイサービスセンター



かるべの郷デイサービスセンター



かるべの郷デイサービスセンター

特別養護老人ホームかるべの郷さざんか

<介護老人福祉施設> 兵庫県指定第 2874800630

079-664-1875



目的

特別養護老人ホームは、寝たきりや認知症などで常時介護が必要になり、在宅での生活が困難になった高齢者が入所できる施設です。生活全般にわたる介護を 24 時間受けることができます。高度な医療的ケアが必要にならない限り最期まで生活していただけます。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要介護 3」以上（特例の要介護 1・2）の判定を受けた方がご利用できます。

利用手続き

現在ご利用の居宅介護支援事業所にご相談の上お申込み下さい。

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地

かるべの郷さざんか短期入所生活介護事業所

<短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護> 兵庫県指定第 2874800655

079-664-1875



目的

短期入所（ショートステイ）は、数日～1週間くらい短期間（連続利用日数は最長 30 日）施設に入所し、介護・支援が受けられるサービスです。在宅で介護を続けていると、冠婚葬祭などで家族が自宅を数日間空けなければならない、出張の予定がある、介護者が体調を崩したなど、一時的に在宅介護が難しくなる場合があります。そんな時に利用いただけるのがショートステイです。また、介護者のレスパイト（休息、息抜き）も目的の 1 つです。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要介護」及び「要支援」の判定を受けた方がご利用できます。障害者総合支援法に基づき、短期入所の利用対象となった方もご利用できます。

利用手続き

現在ご利用の居宅介護支援事業所にご相談の上お申込み下さい。

実施地区

通常の事業の実施地域
養父市・朝来市（旧和田山町）

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地

養護老人ホーム かるべの郷あじさい

<一般型特定施設入居者生活介護> 兵庫県指定第 2874800689

079-664-0002



目的

養護老人ホームは、介護の必要性とは関係なく、身体上もしくは精神上の理由及び経済的な理由等により自宅での生活が困難な高齢者が入所できる施設です。日常生活の見守りや声掛け、機能訓練、健康管理等、自立した生活を目指したサービスを受けていただけます。

利用対象者

65 歳以上の方であって、身体上もしくは、精神上または環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方。「要介護 2」程度の方まで入所可能。

利用手続き

お住いの地域の社会福祉課等の担当窓口にご相談ください。

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地

かるべの郷デイサービスセンター

<通所介護事業・介護予防通所介護・基準該当生活介護> 兵庫県指定第 2874800671

079-664-1218



営業日：月曜日～土曜日（12/31～1/3 は除く）

目的

デイサービス（通所介護）は、可能な限り自宅で自立した生活が送れることを目的とし、機能訓練、食事、入浴など、日帰りでサービスを受けることができます。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要介護」及び「要支援」の判定を受けた方がご利用できます。障害者総合支援法に基づき、生活介護の利用対象となった方もご利用できます。

利用手続き

現在ご利用の居宅介護支援事業所にご相談の上お申込み下さい。

実施地区

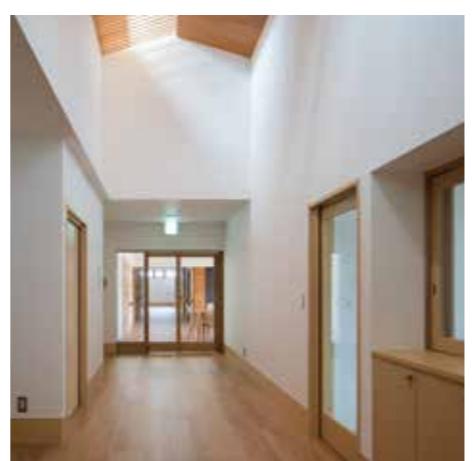
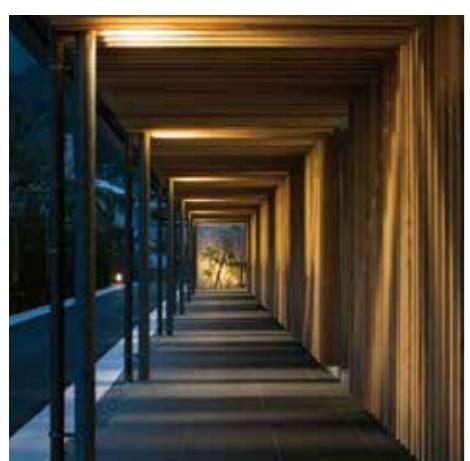
養父市・朝来市（旧和田山町）

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871 番地



KARUBE・GARDEN LIVING



かるべの郷花笑み俱楽部
(養父市やぶ介護予防通所サービス事業)
<養父市介護予防・日常生活支援総合事業>

079-664-1218

営業日：週2回（9時～15時30分）



目的

要支援者等に対して、集いの場となる施設で運動やレクリエーションなどのサービスを提供することにより、社会的孤立感の解消及び介護が必要な状態に移行しないよう自立生活の支援を図り、生きがいを促進します。

利用対象者

介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援1」「要支援2」と認定された方、もしくは65歳以上で基本チェックリストにより事業の対象と認定された方。

利用手続き

養父市地域包括支援センター
もしくは地域の高齢者相談センターにご相談ください。

実施地区
養父市

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 871番地

KARUBE・GARDEN LIVING
かるべの郷認知症対応型共同生活介護事業所

079-664-2300



目的

認知症の状態にある高齢者が、少人数（9人）で家庭的な雰囲気の中で、食事の支度や掃除など日常生活の行為をスタッフと共同で行います。
安心して自立した生活を送ることができ、認知症の進行を和らげることにもつながります。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要支援2」以上の判定を受けた方で、認知症と診断された方が対象になります。

利用手続き

直接、事業所に入居申込書と必要書類をご提出ください。

実施地区
養父市

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 906番1

KARUBE・GARDEN LIVING
かるべの郷短期入所生活介護事業所

079-664-1800



目的

短期入所（ショートステイ）は、短期的に施設に入所し介護・支援が受けられるサービスです。
全室個室となっており、プライベートの時間は他の方に気を遣わず過ごしていただけます。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要介護」及び「要支援」の判定を受けた方がご利用できます。

利用手続き

現在ご利用の居宅介護支援事業所にご相談の上お申込み下さい。

実施地区
通常の事業の実施地域：養父市・朝来市（旧和田山町）

住所

〒667-0102 兵庫県養父市十二所 906番1

かるべの郷ホームヘルパーステーション

079-664-1371



<訪問介護事業・介護予防訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・同行援護> 兵庫県指定第 2874800663

営業日：年中無休 8時30分～17時30分

訪問は7時～22時

目的

訪問介護とは、訪問介護員（ホームヘルパー）がお客様の自宅に直接訪問し、入浴、排せつ、食事等の介助などの「身体介護」や調理、洗濯、掃除等の家事といった「生活援助」を行うサービスです。要支援・要介護の高齢者が自立した在宅生活を送るために生活をサポートします。

利用対象者

保険者が実施する要介護認定の結果、「要介護」及び「要支援」の判定を受けた方がご利用できます。このほか養父市の軽度生活支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業ならびに身体障害者自立支援法に基づく居宅介護等の利用対象と認められた方もご利用できます。

利用手続き

現在ご利用の居宅介護支援事業所もしくは、
相談支援事業所にご相談の上お申込み下さい。

実施地区
養父市、朝来市（旧和田山町・旧朝来町・旧山東町）

住所

〒667-0101 兵庫県養父市広谷 83番地



KARUBE・TREE×TREE



KARUBE・TREE×TREE



かるべの郷グループホーム夢一



かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース



かるべの郷放課後等デイサービス



かるべの郷ドリームワークス

KARUBE・TREE×TREE

かるべの郷居宅介護支援事業所

<居宅介護支援・高齢者相談センター やぶ(養父市委託事業)> 養父市指定第 2874800648 営業日: 年中無休 8時30分~17時30分
(国民の祝日・12/31~1/3は除く)

079-664-1006



目的

自宅で介護を受けている要介護者等が、適切に居宅介護支援サービスを利用できるように、居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャー(介護支援専門員)がサポートします。

利用対象者

高齢者福祉全般でお困りごとのある方などなたでもご利用いただけます。

利用手続き

直接事業所にお申込み下さい。

実施地区

養父市、朝来市(旧和田山町・旧朝来町・旧山東町)

かるべの郷ドリームワークス

<就労継続支援 B型> 兵庫県指定第 2814800138

079-664-1362

営業日: 月曜日~金曜日
(国民の祝日・12/31~1/3は除く)

目的

就労継続支援 B型は、一般企業への就労が困難な障害をお持ちの方に就労の機会を提供するとともに、生産活動等を通して、その知識と能力の向上のために必要な訓練などを行います。作業の対価である工賃をもらいながら、自分のペースで働くことができます。

利用対象者

就労継続支援 B型は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病のある方で、以下のいずれかの条件を満たす方。
・就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業での就労が困難となった方
・50歳に達している方
・障害基礎年金 1級を受給している方
・就労移行支援事業者などによるアセスメントで、就労面の課題が把握されている方

利用手続き

お住いの地域の社会福祉課、もしくは事業所にご相談ください。

実施地区

養父市・朝来市(旧和田山町・旧山東町)
旧朝来町)・豊岡市(旧日高町・旧出石町)

ドリーム相談所・かるべの郷ドリームブリッジ

<特定相談支援(計画相談支援)> 兵庫県指定第 2834810018 養父市指定第 2874800036

079-664-1362

営業日: 月曜日~金曜日
(国民の祝日・12/31~1/3は除く)

<特定相談支援(障害児相談支援)> 兵庫県指定第 2834810018 兵庫県指定第 2814800187

<一般相談支援(地域移行・地域定着)><自立生活援助>

目的

障害がある方の地域での生活・福祉に関する相談ができる機関として相談支援事業所があります。
多岐にわたる様々な生活上の悩みについて相談でき、障害福祉サービスの利用のための情報提供や支援を受けられます。相談支援専門員等の専門職が対応し、住み慣れた地域での暮らしを支援するためのサービスや生活福祉に関する相談を行っています。

利用対象者

身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病のある方。

利用手続き

お住いの地域の社会福祉課、もしくは事業所にご相談ください。

実施地区

ドリーム相談所: 養父市・朝来市(旧和田山町・旧朝来町・旧山東町)

ドリームブリッジ: 養父市・朝来市(旧和田山町)

かるべの郷グループホーム夢一

<共同生活援助> 兵庫県指定第 2824800011

079-664-0450



目的

グループホームは、障害のある方が共同生活を行う小規模の住居です。障害者総合支援法が定める「障害福祉サービス」のひとつで、グループホームで暮らす人に日常生活上の支援を行います。

利用対象者

日中は仕事や通所事業所に通われ、日常生活が概ね自立されており、集団生活が可能な方。障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

利用手続き

お住いの地域の社会福祉課、もしくは事業所にご相談ください。

住所

(夢一・夢二) 〒667-0115 兵庫県養父市上箇 438 番地 1 / (夢三) 〒667-0101 兵庫県養父市広谷 115 番地

かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース

<生活介護> 兵庫県指定第 2814800161

079-662-6688



目的	常に介護を必要とする障害のある方が、地域において安定した生活が送れるよう、日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創造的活動又は生産活動の機会を提供します。
利用対象者	・障害支援区分 3 以上の方。 ・50 歳以上の方は、障害支援区分 2 以上の方。
利用手続き	お住いの地域の社会福祉課、もしくは事業所にご相談ください。
住所	〒667-0021 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1576 番地

営業日：月曜日～金曜日（12/31～1/3 は除く）

実施地区 養父市、朝来市（旧和田山町・旧朝来町・旧山東町）

かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース

<就労継続支援 B 型> 兵庫県指定第 2814800161

079-662-6688



目的	就労継続支援 B 型は、一般企業への就労が困難な障害をお持ちの方に就労の機会を提供し、軽作業等を通して職業訓練を行います。作業の対価である工賃をもらいながら、自分のペースで働くことができます。
利用対象者	身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病のある方で、以下のいずれかの条件を満たす方。 ・就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業での就労が困難となった方 ・50 歳に達している方 ・障害基礎年金 1 級を受給している方 ・就労移行支援事業者などによるアセスメントで、就労面の課題が把握されている方
利用手続き	お住いの地域の社会福祉課、もしくは事業所にご相談ください。
住所	〒667-0021 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1576 番地

営業日：月曜日～金曜日（12/31～1/3 は除く）

実施地区 養父市、朝来市（旧和田山町・旧朝来町・旧山東町）

かるべの郷放課後等デイサービス

<放課後等デイサービス> 兵庫県指定第 2854801020

079-662-6688



目的	放課後等デイサービスは、障害のある就学児童が学校の授業終了後や夏休みなどの長期休暇中に通うことのできる福祉サービスです。個別療養や集団活動を通して、家や学校以外の居場所を提供し、学習や生活のサポート、余暇支援などを行います。
利用対象者	原則として 6 歳から 18 歳までの就学児童で、障害手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの手帳を所持する児童。または、発達の特性について医師の診断書がある児童。
利用手続き	養父市役所社会福祉課、もしくは事業所にご相談下さい。
住所	〒667-0021 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1576 番地

営業日：月曜日～土曜日

（国民の祝日・8/14～8/15・12/30～1/3 は除く）

実施地区 養父市、朝来市（旧和田山町・旧朝来町・旧山東町）

高齢者相談センター ようか 相談センター polaris（養父市ひきこもり相談支援センター）

<養父市委託事業>

079-662-8787



目的	・養父市ひきこもり相談支援センターは、ひきこもりの長期、高齢化や、それに伴うひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ、継続的な訪問支援等を行うことを目的とする事業です。 ・高齢者相談支援センターは、介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。 高齢者が住み慣れた地域で生活できるように介護サービスや介護予防サービス、保健福祉サービス、日常生活支援などの相談に応じており、介護保険の申請窓口も担っています。
利用対象者	高齢者福祉及び障がい者福祉全般でお困りごとのある方どなたでもご利用いただけます。
利用手続き	直接事業所にお申込み下さい。
住所	〒667-0021 兵庫県養父市八鹿町八鹿 1576 番地

営業日：月曜日～金曜日

（国民の祝日・12/31～1/3 は除く）

実施地区 養父市

沿革

【昭和 28 年 4 月】
養父町（当時、広谷町）に養父郡、朝来郡（当時 23 村）の南但養老院一部組合立「南但養老院」として事業開始（定員 40 人）

【平成 24 年 4 月】
かるべの郷ドリームワークス事業開始

【平成 25 年 4 月】
かるべの郷ドリーム相談所事業開始

【平成 25 年 6 月】
地域サポート型特養事業開始

【平成 26 年 4 月】
かるべの郷グループホーム夢一事業開始

【平成 27 年 2 月】
『KARUBE・TREE×TREE』Yタウン内にオープン

【平成 28 年 12 月】
かるべの郷グループホーム夢二住居追加

【平成 30 年 2 月】
かるべの郷放課後等デイサービス事業開始
かるべの郷八鹿ドリームワークス事業開始

【平成 30 年 4 月】
KARUBE・GARDEN LIVING 新築オープン
かるべの郷認知症対応型共同生活介護事業所（定員 18 人）
かるべの郷短期入所生活介護事業所（定員 20 人）

【平成 31 年 4 月】
かるべの郷多機能型事業所ドリームスペース（生活介護）事業開始

【令和 1 年 12 月】
かるべの郷グループホーム夢三住居追加

【令和 2 年 4 月】
かるべの郷ドリームブリッジ（自立生活援助）事業開始

【平成 14 年 4 月】
ホームヘルパーステーションさざんか、
デイサービスセンターさざんかの事業開始

【平成 19 年 3 月】
南但老人ホーム一部事務組合 解散

【平成 19 年 4 月】
社会福祉法人かるべの郷福祉会が
南但老人ホーム一部事業組合の全事業を継承

